

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

真岡市長 石坂 真一

市町村名 (市町村コード)	真岡市 (92096)
地域名 (地域内農業集落名)	山前③地区(島、東大島、東沼、西沼) (東大島第5、東大島中部落、東大島下部落、東大島磯坪、東沼谷中、東沼境、東沼和田、西沼、島小里狸原、島長泉寺、島同路原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・60歳以上の農業者が8割弱と高齢化が非常に進んでいる。
- ・地域内の方がメインで耕作しており、一部地区外の方も耕作している。
- ・遊休農地はほとんどないが、畑地化になった後、増えることが予想される。
- ・整備済の農地が多いが、整備したのが昔で使いづらいところもある。
- ・住宅付近の未整備の農地は借り手がいない。
- ・市内の他の地区に比べて担い手が多い。
- ・主な作物: 水稻、麦、いちご、トマト

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、いちご、トマトなどの高収入作物を栽培し、農業所得の向上を図る。
地域の担い手同士で情報交換しながら、耕作をしてるので、今後も地域の認定農業者などの担い手为中心となり、地域の農地利用を担っていく。効率化を図るため、担い手への集積・集約を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	505 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	505 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地や畑地等は今後検討とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者等の担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地については、所有者の意向を踏まえたうえで、中間管理機構を活用し、その農地を担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場や道路が狭いところがあるため、効率化を図るため、圃場の大区画化や農道の整備について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、県、JA等の関係機関と連携し、後継者及び新たな担い手の確保・育成に努める。 地区外からの耕作者の参入についても進めて行く。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③RTKシステムを活用し、スマート農業を促進し、省力化を進めていく。
⑦多面的支払交付金などを活用し、地域全体で農地の保全管理を行っていく。